

各県立高等学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

新型コロナウイルス対策における「感染拡大防止対策期」(4月1日～4月21日)  
への移行を受けた学校の対応について

県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本日行われた第45回香川県新型コロナウイルス対策本部会議にて、警戒のレベルを4月1日より「感染拡大防止対策期」に引き上げることが決定されました。

各学校においては、特に下記の点に留意するとともに、より一層感染症対策を徹底するよう、お願いします。

なお、今回の警戒レベルの引き上げに伴い、文部科学省が示す学校の行動基準は「レベル2」となりますので、文部科学省の衛生管理マニュアルを参照する際は、【レベル2地域】の内容を確認してください。

#### 記

#### 1 児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合の対応

##### (1) 在校生・教職員

- ・ 春季休業中でも、児童生徒及び教職員が感染者、濃厚接触者及び接触者に特定された場合は、速やかに学校へ連絡するよう、メール等を活用し、周知すること。
- ・ 上記の情報が入り次第、県教育委員会担当課へ電話連絡をすること。

##### (2) 転出生

- ・ 児童生徒が感染者、濃厚接触者及び接触者と特定された場合は、速やかに転出先の学校へ連絡するよう、可能な範囲で、周知すること。

##### (3) 新入生・転入生

- ・ 別添写しを各市町教育委員会に参考送付しているため、本人及び保護者から感染等に関する情報が入ることがある。その場合は、速やかに県教育委員会担当課へ電話連絡をすること。
- ・ 各学校においても、児童生徒が感染者、濃厚接触者及び接触者に特定された場合は、本人または保護者から学校へ速やかに連絡するよう、可能な範囲で、周知すること。

## 2 健康観察

- ・ 登校時における検温結果の確認や健康状態の把握に努め、可能であれば、校舎に入る前に行うこと。
- ・ 児童生徒等本人のみならず、同居の家族に風邪症状が見られ、児童生徒等本人の出席を見合わせる場合は、欠席とせず、出席停止（学校保健安全法第19条）とすることを保護者に再度周知すること。

## 3 換気

- ・ 気候上可能な限り、常時換気を行い、常時換気が難しい場合は、30分に1回以上数分間程度、窓を全開にし、換気を行うこと。

## 4 部活動

### (1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	県内の学校との練習試合・県内大会等への参加	○
イ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加	
ウ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記イを除く）	×
エ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい	

※ 4月1日以降、宿泊を伴う活動や県外遠征等（県外大会参加及び県外からの選手・チーム・指導者等の招へいを含む）は中止すること。ただし、すでに実施しているものについては、一律に中止を求めるものではない。

※ 上記ア・イについての留意点

- ・ 部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。

(2) 同じ部活動に所属する生徒が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず、感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行い、感染症対策を徹底すること。

(3) 合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）等を遵守すること。

## 5 その他

- ・ 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生などが、不当な理由でいじめや差別を受けることがないように、児童生徒及び教職員の人権に最大限配慮すること。